

【 入院料等 】**８３５ 自然気胸に対する救急医療管理加算１の算定について**

《令和８年６月３０日》

○ 取扱い

自然気胸に対するＡ２０５「１」救急医療管理加算１の算定については、入院時早期の手術又は胸腔ドレナージの施行がある場合は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

自然気胸と診断された患者については、我が国では主に「肺虚脱程度の分類表」を用いてⅠ度（軽度）、Ⅱ度（中等度）、Ⅲ度（高度）の３段階の重症度で分類し、治療方針が決定されることが一般的である。

自然気胸の重症度がⅡ度（中等度）からⅢ度（高度）に分類された患者にあつては、初期治療として胸腔ドレナージを実施する必要があるとあり、胸腔ドレナージを実施しなかった場合は、肺表面の穴から空気の漏れが止まらず、心臓や肺を圧迫することとなり、さらに重篤な状態（緊張性気胸）になるおそれがある。

また、自然気胸と診断され、入院治療が必要と判断された患者にあつて、手術又は胸腔ドレナージが施行された患者については、重症度がⅡ度（中等度）からⅢ度（高度）に分類された患者であつたと考えられる。

以上のことから、自然気胸に対するＡ２０５「１」救急医療管理加算１の算定については、入院時早期の手術又は胸腔ドレナージの施行がある場合は、原則として認められると判断した。